

件名	<b>切迫する南海トラフ地震津波対策！</b> ～「近畿臨海部における津波対策の基本方針」の見直し及び 「近畿臨海部津波対策アクションプラン」を更新～
----	---

概要	<p>平成18年度より、国関連機関と沿岸自治体それぞれが実施している津波対策を持ち寄り、情報共有や課題の抽出を行うための「臨海部広域津波対策ワーキンググループ(WG)」を開催し、南海トラフ地震津波への備えを進めてまいりました。</p> <p>この度、「近畿臨海部における津波対策の基本方針」*1の策定から10年の節目を迎えるにあたり、この間に発生した東日本大震災の想定を大きく上回る甚大な津波被害の教訓や、さらには、南海トラフ巨大地震津波による大規模都市災害を想定し、 <u>“津波から人命を何としても守るとともに広域かつ甚大な被害の軽減を図る”</u>ための大幅な見直しを行いました。</p> <p>また、緊急的に取り組むべき津波対策の実行プランを策定し、具体的な対策を実施してきたアクションプランVer.2(平成23年から5年間目標)をフォローアップした上で、南海トラフ地震津波への備えをより充実し、 <u>“人命を何としても守る”</u>ため、“<u>救助・救難体制の強化</u>”、“<u>港湾機能の維持</u>”、“<u>減災</u>”の新たな取組を追加しアクションプランVer.3*2にとりまとめました。</p> <p>今後、関係機関による緊密な情報共有と広域連携の深化とともに、近畿臨海部における広域的な地域防災力のより一層の向上が期待されるものです。</p> <p>*1基本方針とは・・・国の機関と地方公共団体が連携して取り組む津波対策の基本的な方針をとりまとめたもの *2アクションプランとは・・・基本方針に示された津波対策のうち、緊急的な取組、広域連携が必要な取組等を取りまとめたもので、5年間を計画期間とするもの</p>
----	---

取扱い	—————
-----	-------

配布場所	神戸海運記者クラブ                      神戸民放記者クラブ みなと記者クラブ
------	--

問い合わせ先	<b>【臨海部広域津波対策ワーキンググループ事務局】</b> 国土交通省 近畿地方整備局 港湾空港部 電話番号(直通)078-391-3101 港湾空港防災・危機管理課長              柴田 悟 課長補佐                                      本多 宗隆
--------	---

# 切迫する南海トラフ地震津波対策！

～「近畿臨海部における津波対策の基本方針」の見直し及び「近畿臨海部津波対策アクションプラン」を更新～

「臨海部広域津波対策ワーキンググループ(津波WG)」において、国土強靱化基本法の制定、災害対策基本法や港湾法・海岸法等の改正、防災基本計画・地域防災計画等の修正等を受け、科学的に想定し得る最大規模の地震である南海トラフ巨大地震を含め、南海トラフ沿いで発生する様々な地震を考慮して、「近畿臨海部における津波対策の基本方針」の見直しを実施しました。

本基本方針は、津波から人命を何としても守るとともに広域かつ甚大な被害の軽減を図るため、近畿臨海部における、被害想定と課題、対応方針、関係機関の連携した取り組みが必要な津波対策についてとりまとめたものです。

## ○津波WGの開催概要

今年度のWGでは、これまでの津波対策のPDCAサイクルを通じて蓄積してきた知見等を活用しつつ、巨大地震津波への対応を念頭にこれまでの対策を再点検して、「近畿臨海部における津波対策の基本方針」を見直し、次期「近畿臨海部津波対策アクションプラン」のとりまとめを行いました。

基本方針及び新アクションプランの主な記述内容は以下のとおりです。

- ・防潮堤の耐震強化等の取組強化と維持管理の徹底  
(ゼロメートル地帯での津波到達前の浸水を防ぐことなど)
- ・避難対策の徹底(訪日外国人の急増等を踏まえた言語バリアの除去などを含む)
- ・南海トラフ地震発生時の海上輸送網・港湾の機能維持  
(南海トラフ地震が発生した場合には、東日本大震災や首都直下地震と比較して、海上輸送の果たすべき役割が格段に大きいことに留意)
- ・その他

## 1. 開催日時・場所

第1回：平成27年12月22日(火) 10:00～12:00

第2回：平成28年 2月22日(月) 15:00～17:00

会場：神戸地方合同庁舎 1階 第四会議室

## 2. 「津波WG」参加機関 (別紙1名簿参照)

国機関：近畿地方整備局・近畿運輸局・神戸運輸監理部・第五管区海上保安本部

自治体：大阪府・兵庫県・和歌山県・大阪市・神戸市

事務局：近畿地方整備局港湾空港部

## 3. 議事次第

- ①「近畿臨海部における津波対策の基本方針」の見直しについて
- ②次期「近畿臨海部津波対策アクションプラン」について

## 4. 主な確認事項

本ワーキンググループにおいて確認された事項は以下のとおり。

- ①「近畿臨海部における津波対策の基本方針」の見直しについて  
別紙-2(概要)のとおり見直し、津波対策について不断の見直し、関係機関の連携による津波減災対策の推進、継続的な情報の共有・周知などを実施していく。
- ②次期「近畿臨海部津波対策アクションプラン」の概要について  
上記、基本方針の見直しに基づき、今後5年間で重点的に推進すべき具体的方策を示した「近畿臨海部津波対策アクションプラン」を別紙-3、別紙-4のとおりとりまとめた。

- ③「近畿臨海部津波対策アクションプランV e r . 2」の進捗状況について  
別紙－5のとおり、津波対策は着実に進捗してまいりました。

○津波WGの開催経緯について

わが国の経済活動や国民生活を支える空間である臨海部において、津波による被害を可能な限り最小化するため、専門家のアドバイスのもと、国、地方自治体などの関係機関相互が情報共有し、連携強化および適切な対処を行うことを目的として「臨海部広域津波対策ワーキンググループ(津波WG)」が平成17年に設置されました。

津波WGが主体となり、平成18年3月に「近畿臨海部における津波対策の基本方針」及び「近畿臨海部津波対策アクションプラン」を策定・公表し、それ以降、これらの見直し・改訂・公表を継続的に実施してまいりました。

(津波WG結果公表の経緯)

- H18.3.24「近畿臨海部における津波対策の基本方針」及び緊急的な「アクションプラン」を策定
- H23.2.10「近畿臨海部津波対策アクションプラン」を更新(アクションプランV e r . 2)
- H28.3.9「近畿臨海部における津波対策の基本方針」の見直し及び「近畿臨海部津波対策アクションプラン」を更新(アクションプランV e r . 3)

# 切迫する南海トラフ地震津波対策！

～「近畿臨海部における津波対策の基本方針」の見直し及び「近畿臨海部津波対策アクションプラン」を更新～

「臨海部広域津波対策ワーキンググループ(津波WG)」において、国土強靱化基本法の制定、災害対策基本法や港湾法・海岸法等の改正、防災基本計画・地域防災計画等の修正等を受け、科学的に想定し得る最大規模の地震である南海トラフ巨大地震を含め、南海トラフ沿いで発生する様々な地震を考慮して、「近畿臨海部における津波対策の基本方針」の見直しを実施しました。

本基本方針は、津波から人命を何としても守るとともに広域かつ甚大な被害の軽減を図るため、近畿臨海部における、被害想定と課題、対応方針、関係機関の連携した取り組みが必要な津波対策についてとりまとめたものです。

## ○津波WGの開催概要

今年度のWGでは、これまでの津波対策のPDCAサイクルを通じて蓄積してきた知見等を活用しつつ、巨大地震津波への対応を念頭にこれまでの対策を再点検して、「近畿臨海部における津波対策の基本方針」を見直し、次期「近畿臨海部津波対策アクションプラン」のとりまとめを行いました。

基本方針及び新アクションプランの主な記述内容は以下のとおりです。

- ・防潮堤の耐震強化等の取組強化と維持管理の徹底  
(ゼロメートル地帯での津波到達前の浸水を防ぐことなど)
- ・避難対策の徹底(訪日外国人の急増等を踏まえた言語バリアの除去などを含む)
- ・南海トラフ地震発生時の海上輸送網・港湾の機能維持  
(南海トラフ地震が発生した場合には、東日本大震災や首都直下地震と比較して、海上輸送の果たすべき役割が格段に大きいことに留意)
- ・その他

### 1. 開催日時・場所

第1回：平成27年12月22日(火) 10:00～12:00

第2回：平成28年 2月22日(月) 15:00～17:00

会場：神戸地方合同庁舎 1階 第四会議室

### 2. 「津波WG」参加機関 (別紙1名簿参照)

国機関：近畿地方整備局・近畿運輸局・神戸運輸監理部・第五管区海上保安本部

自治体：大阪府・兵庫県・和歌山県・大阪市・神戸市

事務局：近畿地方整備局港湾空港部

### 3. 議事次第

- ①「近畿臨海部における津波対策の基本方針」の見直しについて
- ②次期「近畿臨海部津波対策アクションプラン」について

### 4. 主な確認事項

本ワーキンググループにおいて確認された事項は以下のとおり。

- ①「近畿臨海部における津波対策の基本方針」の見直しについて  
別紙-2(概要)のとおり見直し、津波対策について不断の見直し、関係機関の連携による津波減災対策の推進、継続的な情報の共有・周知などを実施していく。
- ②次期「近畿臨海部津波対策アクションプラン」の概要について  
上記、基本方針の見直しに基づき、今後5年間で重点的に推進すべき具体的方策を示した「近畿臨海部津波対策アクションプラン」を別紙-3、別紙-4のとおりとりまとめた。

- ③「近畿臨海部津波対策アクションプランVer. 2」の進捗状況について  
別紙－5のとおり、津波対策は着実に進捗してまいりました。

○津波WGの開催経緯について

わが国の経済活動や国民生活を支える空間である臨海部において、津波による被害を可能な限り最小化するため、専門家のアドバイスのもと、国、地方自治体などの関係機関相互が情報共有し、連携強化および適切な対処を行うことを目的として「臨海部広域津波対策ワーキンググループ(津波WG)」が平成17年に設置されました。

津波WGが主体となり、平成18年3月に「近畿臨海部における津波対策の基本方針」及び「近畿臨海部津波対策アクションプラン」を策定・公表し、それ以降、これらの見直し・改訂・公表を継続的に実施してまいりました。

(津波WG結果公表の経緯)

- H18. 3. 24 「近畿臨海部における津波対策の基本方針」及び緊急的な「アクションプラン」を策定
- H23. 2. 10 「近畿臨海部津波対策アクションプラン」を更新(アクションプランVer. 2)
- H28. 3. 9 「近畿臨海部における津波対策の基本方針」の見直し及び「近畿臨海部津波対策アクションプラン」を更新(アクションプランVer. 3)

## 臨海部広域津波対策ワーキンググループ 名簿

アドバイザー	関西大学 社会安全研究センター センター長 教授	河田 恵昭
	神戸大学 名誉教授	黒田 勝彦
	神戸大学大学院 海事科学研究科 教授	小林 英一
座長	近畿地方整備局 港湾空港部長	稲田 雅裕
委員	近畿地方整備局 総括防災調整官	田中 貢
	近畿運輸局 総務部 安全防災・危機管理調整官	野村 義明
	近畿地方整備局 港湾空港部 港湾空港企画官	酒井 敦史
	神戸運輸監理部 総務企画部 安全防災・危機管理調整官	井上 誠
	第五管区海上保安本部 警備救難部 次長	松村 謙一
	第五管区海上保安本部 交通部 企画調整官	大田 勝郎
	大阪府 危機管理室 防災企画課長	谷口 友英
	大阪府 港湾局 計画調整課長	中川 政博
	兵庫県 企画県民部 防災企画局 防災計画参事	河本 要
	兵庫県 県土整備部 土木局 港湾課長	土江 明
	和歌山県 総務部 危機管理局 防災企画課長	高瀬 彰彦
	和歌山県 県土整備部 港湾空港局 港湾漁港整備課長	佐々木 規雄
	大阪市 危機管理室 防災計画担当課長	水野 智雄
	大阪市 港湾局 計画整備部 防災・施設担当課長	角谷 広樹
	神戸市 危機管理室 計画担当課長	清水 陽
	神戸市 みなと総局 海岸防災担当部長	西森 正至

## 近畿臨海部における津波対策の基本方針の見直し

### <前文>

#### 第 1 節 基本方針策定及び改訂の背景

切迫性が指摘されている東南海・南海地震、スマトラ沖地震津波の教訓等への対応として本基本方針(H18.3)が策定され、国と関係地方公共団体において連携を図りながら効率的・効果的かつ計画的な津波対策を推進してきた。

平成 23 年 3 月に東日本大震災が発生し、それまでの想定を大きく上回る甚大な被害が発生した。この東日本大震災(H23.3)の甚大な被害を契機に改正された「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」(H25.11)により、法律の対象地震が東南海・南海地震から南海トラフ地震に変更され、科学的に想定し得る最大規模の地震である南海トラフ巨大地震を含め、南海トラフ沿いで発生する様々な地震を考慮して地震防災対策を推進することとされた。

法的枠組みにおいては、国土強靱化基本法等の制定、災害対策基本法や港湾法・海岸法等が改正、防災基本計画・地域防災計画等の修正により津波対策が大幅に強化された。

これまでの津波対策の PDCA サイクルを通じて蓄積してきた知見等を活用しつつ、巨大地震津波への対応を念頭に置いてこれまでの対策を再点検して、その内容を改訂することとした。

#### 第 2 節 基本方針の位置付け

位置付け	津波から人命を何としても守るとともに広域かつ甚大な被害の軽減を図るため、近畿臨海部における、被害想定と課題、対応方針、関係機関の連携した取り組みが必要な津波対策についてとりまとめたもの。
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>ソフト対策とハード整備の戦略的な組み合わせ、予防から発災後の復旧までを体系的に捉えた施策の展開、「自助」「共助」の取組強化への寄与</li> <li>津波対策について不断の見直しの実施、関係機関の連携による津波減災対策の推進、情報の共有・周知を十分かつ継続的に実施</li> <li>時間の経過や社会構造の変化とともに東日本大震災の痛ましい記憶が風化することのないよう、基本方針を適切にフォローアップしていく。</li> </ul>

### <第 1 章 南海トラフ地震津波による被害想定と対策の基本的方向>

#### 第 1 節 臨海部における南海トラフ巨大地震津波被害想定結果

大都市圏における巨大津波の被害の様相は東日本大震災におけるものとは大きく異なり、甚大な人的被害が発生することに加え、都市の機能そのものが被災し社会経済に極めて深刻な影響が及ぶことになると想定した。(中央防災会議の推定による)

#### 第 2 節 臨海部の防災機能・役割

津波に対する最前線である臨海部(主な構成要素：海岸・河川・道路・港湾)は、被災の事前から事後至る各フェイズ(津波来襲時・発災後(緊急対応期・復旧期))において被害の防止、低減、軽減及び被災地等の支援のための防災機能・役割を発揮することが期待され、特に食料等の不足が想定され大量の輸入物資を取扱う必要がある。

### 第 3 節 臨海部における津波対策課題と対策の基本的方向

対策の基本的方向(ポイント)	<ul style="list-style-type: none"> <li>適確かつ着実なハード整備による危険度軽減と合わせ、地域の防災力や耐災性・災害許容性などのソフト機能を高める対策が必要</li> <li>地理的条件や人口・資産の集積等による地域特性を踏まえた津波減災対策を推進するため、多様な主体、手法による対策の実施が必要</li> <li>個々の対策が相互に関連するため、関係者間での密接な連携が必要</li> <li>発災後の減災の視点から港湾の拠点としての防災機能発揮が重要</li> <li>人及び物資の輸送における海運の重要性について社会的理解の増進が必要</li> <li>発災後及び復旧期における港湾の防災機能を発揮するために、背後圏を考慮した港湾のネットワークについて事前に検討しておくことが必要</li> <li>「自助」「共助」「公助」の役割分担と連携のもと、また「公助」においては、国と地方の役割分担と連携のもと、津波に対して取り得る対策を予防対策から発災後対策まで含めて広範かつ総合的に講じることが必要</li> <li>「共助」「公助」の基盤である住民意識の維持・向上を図ることが必要</li> </ul>
----------------	--

### 第 4 節 臨海部における津波対策の推進方策

1) アクションプランの策定による対策推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本方針に掲げられた対策のうち、特に緊急的な取り組みでかつ、国等による公的な関与が必要と考えられる広域的な対策、連携が必要な対策について着実に実行するために、推進する事項等についてアクションプランとして定めた。</li> <li>PDCA サイクルを徹底し、継続的に見直し・追加を行う。</li> </ul>				
2) 防災・減災目標の設定	国土強靱化基本計画(H26.6)より、① 人命の保護が最大限図られること、② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること、③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化、④ 迅速な復旧復興、を基本目標とし、国・地方公共団体・住民等が連携を強化することにより、近畿臨海部の広域的な地域防災力を向上させ、各機関が掲げる津波防災・減災目標の達成を確実なものとし、また、それを加速すること。				
3) 国、地方公共団体等の役割	<table border="1"> <tr> <td>地方公共団体等</td> <td>地理的・社会的特性を踏まえた地域目標を定め、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得つつ、地域の津波防災に関する計画を作成・実施し、その区域内市町村等の業務の実施を助ける。</td> </tr> <tr> <td>国</td> <td>津波防災に関する計画を実施するとともに、地方公共団体等が処理する津波防災に関する業務の実施の推進とその総合調整、及び災害に係る経費負担の適正化を図る</td> </tr> </table>	地方公共団体等	地理的・社会的特性を踏まえた地域目標を定め、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得つつ、地域の津波防災に関する計画を作成・実施し、その区域内市町村等の業務の実施を助ける。	国	津波防災に関する計画を実施するとともに、地方公共団体等が処理する津波防災に関する業務の実施の推進とその総合調整、及び災害に係る経費負担の適正化を図る
地方公共団体等	地理的・社会的特性を踏まえた地域目標を定め、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得つつ、地域の津波防災に関する計画を作成・実施し、その区域内市町村等の業務の実施を助ける。				
国	津波防災に関する計画を実施するとともに、地方公共団体等が処理する津波防災に関する業務の実施の推進とその総合調整、及び災害に係る経費負担の適正化を図る				
4) 民との連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間事業者への情報の提供・共有や連携(広報・普及啓発、協議会の設置等)が必要。</li> <li>また、ボランティア団体との連携を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備が必要。</li> </ul>				

### <第 2 章 臨海部において推進すべき津波対策>

「人命を守りぬくこと」に重点を置き、これに加え「資産の損壊の最小化」、「経済活動の維持」及び「迅速な復旧・復興」を目指し、以下の対策をとりまとめた。

○警報・情報提供、○予防対策、○発災後対策、○津波防災技術・知識の蓄積と普及 ※別表参照

## 近畿臨海部における津波対策の基本方針の見直し =対策項目=

津波対策の方向性		対策項目		
1) 警報・情報提供	1-1) 津波予報の充実	1-1-1.	○津波予報発表の迅速化(地震観測網充実、緊急地震速報技術活用等)	
		1-1-2.	○津波予報伝達の迅速化(津波予報を市町村に直接伝達できる仕組みの構築等)	
		1-1-3.	○津波予報内容の充実(津波の高さ、破壊力の表現方法等)	
	1-2) 津波情報の的確な伝達、提供	1-2-1.	○津波情報の的確な伝達、提供手段の工夫・開発(住民が的確に理解できる津波浸水想定区域図の提供、即時浸水地域予測情報提供システムの構築、マスコミとの連携)	
		1-2-2.	○住民以外への情報伝達対策(港湾利用者・就業者、外国人を含む観光客等の外来者、堤外地事業者、道路利用者、船舶等への情報提供)	
		1-2-3.	○要配慮者(高齢者、障がい者等)への情報伝達対策(要配慮者利用施設への津波関係情報の伝達方法確立等)	
		1-2-4.	○外国人への情報伝達対策	
	1-3) 津波観測の充実	1-3-1.	○観測データの充実(津波即時観測等)、共有	
	2) 予防対策	2-1) 避難対策の充実	2-1-1.	○継続的な避難訓練の実施
			2-1-2.	○津波ハザードマップの策定支援(津波浸水想定区域図の作成・公表等)
2-1-3.			○避難場所・避難経路対策(要配慮者にも配慮した避難場所・避難路確保、避難困難地の解消支援、津波避難建物の普及促進、図記号による津波危険性・避難ルート周知、津波避難先安全レベルの設定・周知等)	
2-1-4.			○海岸、港湾の利用者等の避難対策	
2-1-5.			○船舶、走行中の車両などの避難対策(港外避難マニュアルの作成、避難しやすい環境整備等)	
2-2) 津波防護機能を有する施設の整備及び維持管理		2-2-1.	○津波防護機能を有する施設の性能把握(海岸保全区域台帳の調製・公表、施設の耐震調査等の点検・性能評価・データベースの構築、海岸保全基本計画の見直し等)	
		2-2-2.	○津波防護機能を有する施設の整備・機能向上(水門等の自動化・遠隔操作化、排水機能の強化、堤防等の耐震化・嵩上げ、津波防御を考慮した防波堤の配置計画・嵩上げ、構造物の粘り強い化等による耐津波力の強化等)	
		2-2-3.	○津波防護機能を有する施設の適切な維持管理(維持管理計画・長寿命化計画の策定、点検、補修等)	
2-3) 海岸付近に存在する施設の津波対策の促進		2-3-1.	○総合的な対策実施(施設管理者による安全性の点検、連携を図りながら対策実施、海岸管理者以外の多様な主体・手法による対策実施、港湾における総合的な津波対策計画策定・対策実施、民有護岸の適切な管理の推進等)	
		2-3-2.	○危険物・有害物対策(有害危険物(HNS)を満載したタンカー、臨海施設が津波被害を受けた場合の防除対策の確立(平時における危険物所在情報の把握を含む)、出火延焼防止対策等)	
		2-3-3.	○貨物や小型船舶等の流出防止策(流出防止機能の付加、放置艇の收容計画等)	
		2-3-4.	○旅客船舶における津波来襲時の安全確保(旅客航路事業者指導等)	
2-4) 土地利用・住まい方の減災化		2-4-1.	○減災化の考え方の取り入れ促進(沿岸部における面的開発、公共施設の立地場所などの減災対策の盛り込み等)	
3) 発災後対策	3-1) 広域的な被災情報の収集	3-1-1.	○継続的な情報収集訓練の実施	
		3-1-2.	○被災情報収集体制の強化(発災時に迅速に対応する調査体制構築、国と地方自治体間の被災情報収集体制強化、被災地における民間情報収集協力体制確立支援等)	
		3-1-3.	○各機関の役割分担の明確化	

津波対策の方向性		対策項目		
4) 津波防災技術・知識の蓄積と普及	3-2) 被災時の広域的な輸送ネットワークの確保	3-1-4.	○災害時初動体制の確立	
		3-1-5.	○情報収集能力の向上(ヘリコプター等の活用による情報収集能力向上、人工衛星を活用した情報収集システム構築等)	
		3-2-1.	○臨海部と連絡する緊急輸送道路の確保(発災時に迅速に対応する調査体制構築、国と地方自治体間の被災情報収集体制強化、被災地における民間情報収集協力体制確立支援、地震時の渋滞対策等)	
		3-2-2.	○港湾・海上輸送機能の確保(大阪湾BCPの維持更新、港湾BCPの策定、港湾施設利用可否情報提供システムの構築、耐震強化岸壁の整備、浮体式防災基地の活用や整備、緊急確保航路を含む航路等における障害物の緊急撤去・啓開体制の確立・強化等)	
		3-2-3.	○継続的な緊急輸送訓練の実施	
		3-2-4.	○大規模災害時における域外港湾の利用を含む広域的な代替輸送ルート確保	
		3-3) 救助・救難対策、防災拠点強化、孤立地区対策等の促進	3-3-1.	○防災拠点の機能(備蓄機能等)拡充、整備(津波・高潮防災ステーション、河川防災ステーション、基幹的広域防災拠点や防災拠点の整備、機能(備蓄機能等)拡充等)
		3-3-2.	○各行政機関の広域連携オペレーション確立(防災活動支援情報の整備・共有、臨時ヘリポート選定・情報共有、NGO等の協力を得るシステム構築等)	
		3-3-3.	○救助・救難・救援能力の向上(ヘリコプターの救助、救難、救援能力向上、マイナンバーの活用(活用範囲拡大に向けた検討等を含む)等)	
		3-3-4.	○地域特性に応じた孤立地区の対策(ハードとソフトの両立)	
	3-3-5.	○孤立地区と救助機関との連絡手段の確保		
	3-3-6.	○海上における漂流者の収容及び災害拠点病院、広域搬送拠点への搬送等の迅速な対応強化		
	3-4) 港湾機能の維持、復旧・復興対策の強化	3-4-1.	○大阪湾BCPの維持更新、港湾BCPの策定	
	3-4-2.	○荷役機械等港湾施設の地震・津波に対する耐性強化		
	3-4-3.	○復旧・復興計画の事前策定(地区毎の被災パターン把握、次の災害を視野にいたした対策)		
	3-4-4.	○官・民間による災害時協定締結の推進		
	3-4-5.	○瓦礫処理等の対策強化(処分場等)		
3-4-6.	○震災によるインフラ設計情報等の散逸防止を含むアセットマネジメントの強化			
3-4-7.	○復興支援策の充実(災害に強い地域への復興支援施策等)			
4-1) 津波防災・減災に関する技術・知識の蓄積	4-1-1.	○津波知識の普及(津波のメカニズム・特徴)		
	4-1-2.	○津波防災・減災に関する知識の普及(港湾事業者および学校での防災教育推進、防災地域リーダーの育成等支援、津波防災総合訓練実施等)		
	4-1-3.	○津波のパフレット等を用いた小学生等年少者や外国人への啓発		
	4-1-4.	○学校教育における津波防災に関する学習の充実		
	4-1-5.	○津波防災情報の整備(港湾における陸域・海域の津波挙動の予測図整備、陸上・海底地形の情報が一体となった三次元データベース構築、精密地形データ等の整備等)		
	4-1-6.	○津波防災情報の情報共有		
4-2) 津波防災・減災の調査研究と行政への反映	4-2-1.	○専門的知見を活かしたハード・ソフト両面の調査研究の実施		
	4-2-2.	○土木工学、船舶工学、海洋物理学等の理工学分野のほか人文社会科学分野も含む広範な調査研究成果の行政への反映		



## ～津波から人命を何としても守るとともに広域かつ甚大な被害の軽減を図る～

平成32年度までに実施すべき「人命を守りぬくこと」、「資産の損壊の最小化」、「経済活動の維持」及び「迅速な復旧・復興」を実現していくための新たなアクション[=重点推進対策メニュー]は以下のとおりです。

**人命を守りぬくために！** 情報伝達手段、避難場所・避難経路、救助・救難体制などが重要です。

- 具体的な目標・方針を定めた津波啓発看板の製作・設置と多言語化
- 民間事業者と連携した船舶、港湾就業者及び観光客等に対する多様な津波情報伝達手段の充実
- 警報音の意味の事前周知の徹底
- ひとりひとりが避難計画をつくることの重要性の啓発とひとりひとりの避難計画作成支援
- 来訪する外国人が外国語による避難経路情報や外国語放送へのアクセスの案内等入手の容易化
- 救助・救難体制を平成27年度における体制よりも機動性の高いものとし、その充実・強化

などを推進します。

**資産の損壊を最小化するために！** 津波防護施設の機能向上、船舶に関する避難対策、港湾機能の維持などが重要です。

- 津波防災上重要な海岸保全施設及び津波防護効果を有する外郭施設の全てについて維持管理計画・長寿命化計画(個別施設計画)を策定
- 防波堤・防潮堤の粘り強い構造に改良するための目標年次を定めた計画を策定
- 漂流物に含まれる港湾貨物由来の危険物に関する情報共有体制の構築

などを推進します。

**経済活動の維持、迅速な復旧・復興するために！** 緊急輸送路の確保、防災拠点の機能拡充、復旧・復興対策の強化などが重要です。

- 全ての耐震強化岸壁が緊急交通路に接続されるよう、緊急交通路の指定の見直し
- 発災後にフェリー・RORO船が耐震強化岸壁を利用することができるよう施設・設備の改良計画を策定
- 関係機関の連携による瓦礫等の受け入れ先の確保に向けた取組強化と搬出方法の調整
- 域外の港湾と連携した代替輸送の必要性について検討し、連携のための計画を策定するとともに連携した代替輸送訓練の実施

などを推進します。

### 近畿臨海部津波対策アクションプラン Ver.3

アクションプランの位置づけ：アクションプランは、「近畿臨海部における津波対策の基本方針」（以下、「基本方針」）に掲げた対策のうち、特に緊急的な取り組みでかつ、国・自治体等による公的な関与が必要と考えられる広域的な対策、連携が必要な対策について着実に実行するために、重点的に推進すべき対策についてとりまとめたものである。

目標及び目標年次：基本方針では、短期的な目標として5年間で「津波による人的被害の最小化」を目指しており、アクションプラン Ver.2は、平成23年度から平成27年度までの5年間で重点的に推進するものとしていた。今般、平成32年度までに実施すべき「人命を守りぬくこと」、「資産の損壊の最小化」、「経済活動の維持」及び「迅速な復旧・復興」を実現していくための新たなアクション[=重点推進対策メニュー]を以下のとおりとりまとめた。

**①船舶や港湾就労者、観光客等への情報伝達手段の確立…(A)**

- 具体的な目標・方針を定めた津波啓発看板の製作・設置と多言語化
- 民間事業者と連携した船舶、港湾就業者及び観光客等に対する多様な津波情報伝達手段の充実
- 警報音の意味の事前周知の徹底

**②避難場所・避難経路対策…(A)**

- 避難困難地の解消支援
- 津波防災知識の普及(小学生等年少者への啓発等)
- 堤外地からの避難の円滑化のための海岸保全施設への避難階段等の設置についての目標・方針を定めた取り組み
- ひとりひとりが避難計画をつくることの重要性の啓発とひとりひとりの避難計画作成支援
- 来訪する外国人が外国語による避難経路情報や外国語放送へのアクセスの案内等入手の容易化

**③船舶に関する避難対策の充実…(ABC)**

- 船種毎の避泊地の確保
- 船舶に関する避難指示基準の策定
- 関係機関が連携した船社のBCP及び避難計画の把握

**④津波防護機能を有する施設の整備・機能向上及び維持管理…(ABC)**

- 防波堤・防潮堤等の機能の評価・診断に基づく防護水準の向上(計画高までの整備と耐震化の完成)
- 水門、陸閘等施設の自動化・遠隔操作化等に関する具体計画の策定とその完成
- 新形式構造物の開発等、津波被害軽減のための技術開発
- 津波防災上重要な海岸保全施設及び津波防護効果を有する外郭施設の全てについて維持管理計画・長寿命化計画(個別施設計画)を策定
- 防波堤・防潮堤の粘り強い構造に改良するための目標年次を定めた計画の策定

**◎重要管理指標**

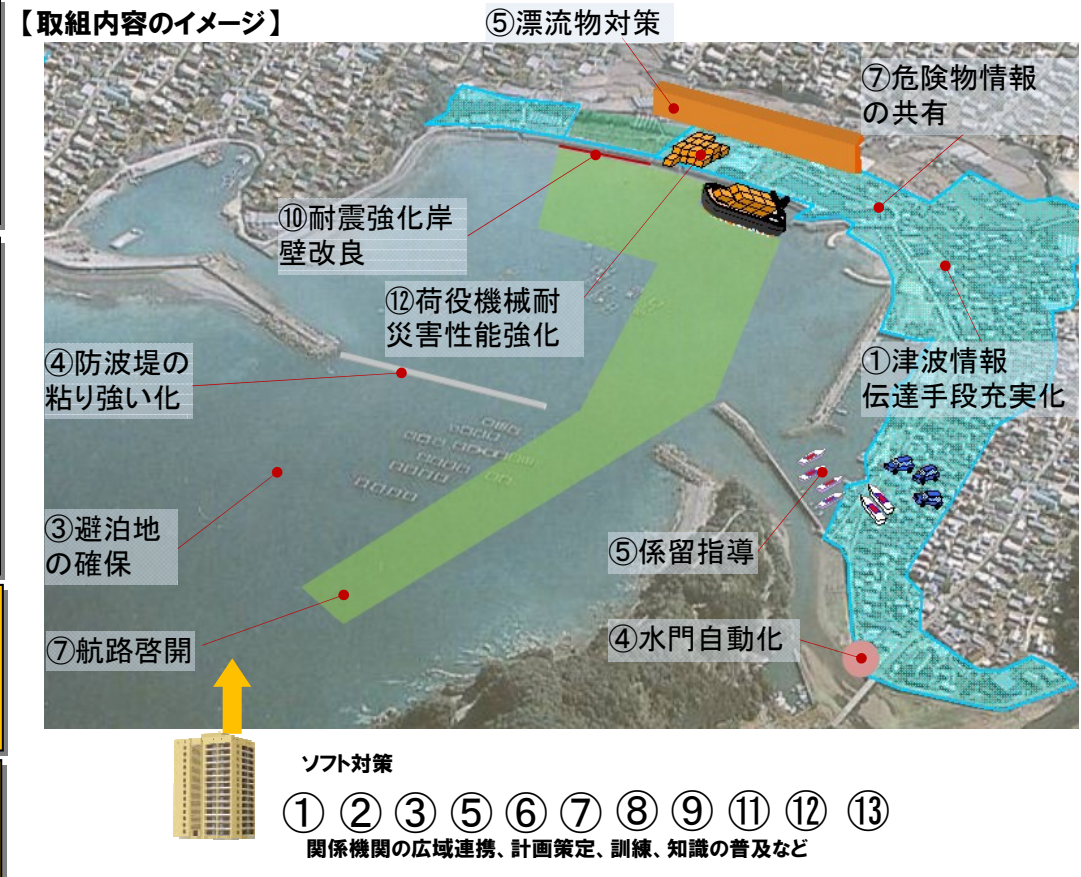
南海トラフ巨大地震等の大規模地震が想定されている地域等における河川堤防・海岸堤防等の整備率(計画高までの整備と耐震化)及び水門・樋門等の耐震化率

	平成26年度	平成32年度
<b>【海岸堤防等】</b>		
全国目標	39%	69%
近畿圏の進捗状況	31%	-
<b>【水門・樋門等】</b>		
全国目標	32%	77%
近畿圏の進捗状況	38%	-

南海トラフ巨大地震等の大規模地震が想定されている地域等において、今後対策が必要な水門・樋門等の自動化・遠隔操作化率

	平成26年度	平成32年度
全国目標	43%	82%
近畿圏の進捗状況	69%	-

【出典：第4次社会資本整備重点計画(H27.9月)】



**⑤貨物や小型船舶等の流出・漂流対策…(ABC)**

- 貨物・小型船舶等の漂流物対策(指導徹底等)や技術検討…(ABC)
- 津波防止フェンス(津波バリア)の適用性の検討…(ABC)
- 係留に関する指導の徹底…(ABC)
- 小型船舶の集約やボートパークの整備…(C)

**⑥被害情報収集体制の強化…(ABC)**

- 防災活動支援情報の整備共有
- 被災地外からの支援組織への情報伝達体制を確立

**⑦航路及び臨海部と連絡する緊急輸送道路の確保**

- 航路啓開体制の整備…(C)
- 耐震強化岸壁と防災拠点間の輸送ルートの確認及び危険箇所の点検…(AC)
- 関係機関の連携による瓦礫等の受け入れ先確保に向けた取組強化と搬出方法の調整…(C)
- 漂流物に含まれる港湾貨物由来の危険物に関する情報共有体制の構築…(C)
- 揚収物の仮置き場の検討(特に関税法上の制約がある漂流外資コンテナ)…(C)
- 全ての耐震強化岸壁が緊急交通路に接続されるよう、緊急交通路の指定の見直し…(C)

**⑧災害時の港湾機能確保情報、施設利用可否情報の発信のための対策…(C)**

- 施設点検マニュアルの作成
- 港湾施設データベースの構築
- 施設状況確認体制の確立
- 施設利用可否情報に関する協力体制の構築

**⑨救助・救難体制の強化(新規追加アクション)…(A)**

- 津波災害を想定した救命・救難訓練の参加者数(又は参加機関数)を対平成27年度比で増加すること
- 救助・救難体制を平成27年度における体制よりも機動性の高いものとし、その充実・強化

**⑩防災拠点の機能拡充、整備…(C)**

- 発災後にフェリー・RORO船が耐震強化岸壁を利用することができるよう施設・設備の改良計画を策定

**⑪各行政機関の広域連携オペレーションの確立…(AB)**

- 防災活動支援情報の整備・共有
- 被災地外からの支援体制の確立

**⑫港湾機能の維持、復旧・復興対策の強化**

- 発災後対応計画(行動計画)の策定…(ABC)
- 復旧・復興対策計画の事前策定…(C)
- 港湾BCPの策定…(C)
- 地震・津波被災時における港湾施設データベースの喪失防止…(C)
- ガントリークレーン等の荷役機械の耐震性能の強化(分電盤の止水対策、自家発電装置等の整備等)…(C)
- 関係機関の連携による瓦礫等の受け入れ先確保に向けた取組強化と搬出方法の調整…(C)
- 域外の港湾と連携した代替輸送の必要性について検討し、連携のための計画を策定するとともに連携した代替輸送訓練の実施…(C)

**◎重要管理指標**

災害時における海上からの緊急物資等の輸送体制がハード・ソフト一体として構築されている港湾(重要港湾以上)の割合

	平成26年度	平成32年度
全国目標	31%	80%
近畿圏の進捗状況	0%*	-

\*ソフト対策の港湾BCPは平成28年度に策定される見込み  
【出典：第4次社会資本整備重点計画(H27.9月)】

**⑬津波防災・減災に関する知識の普及**

- 職場毎の防災リーダーの設置と継続的教育支援…(ABC)
- 小学生等年少者への津波知識の普及…(A)
- 作成されたハザードマップの周知・活用…(A)
- 来訪する外国人への津波防災知識の普及…(A)

**凡例**

- (A)…人命を守りぬくための項目
- (B)…資産の損壊を最小化するため項目
- (C)…経済活動の維持、迅速な復旧・復興をするための項目

**太字**：今後推進すべき新たな取組

### 【アクションプランVer.2の進捗状況】

#### ① 荷役中・停泊中の船舶や港湾就労者、観光客等への情報伝達手段

**【対策項目】**  
 1) 津波啓発看板の政策・設置  
 2) 船舶、港湾就労者及び観光客等に対する情報伝達手段の確立

**【取組事例】**  
 ・DONETによって得られた津波観測情報の緊急速報メール配信を実施中。  
 ・大津波警報・津波警報・津波注意報発令時における緊急速報メール配信を実施中。  
 ・市町村、国際交流協会等を対象とした在住外国人・外国人旅行者に対する災害対策に係る情報交換・ワークショップを実施。  
 ・外国人旅行者向けのポータルサイトの運用やチラシを活用した防災情報の提供。  
 ・宿泊施設を対象に外国人旅行者の安全確保をテーマとした防災セミナーの開催。

#### ② 避難場所・避難経路対策

**【対策項目】**  
 1) 避難困難地の解決支援  
 2) 津波避難建物の普及促進  
 3) 図記号による津波危険性、避難ルート  
 の周知  
 4) 津波防災知識の普及(小学生等年少者への啓蒙等)

**【取組事例】**  
 ・市町村が行う避難路の整備や避難所等における資機材等の整備について、県が補助金支援を実施中。  
 ・東日本大震災直後から、安全レベルを設定した避難場所の見直し等を実施中。  
 ・「防災教育指導の手引き」を活用した防災学習を小中学校で実施中。  
 ・市町村に対して、津波ハザードマップを作成を要請する等により、住民等に対する啓蒙を実施中。

#### ③ 津波防護機能を有する施設の整備・機能向上

**【対策項目】**  
 1) 施設等の評価・診断に基づく防波堤・防潮堤等施設の防護水準の向上  
 2) 施設等の評価・診断に基づく水門・陸  
 間等施設の高度化  
 3) 新形式防波堤等、津波軽減施設の技  
 術開発  
 4) 荷役機械の電気施設への浸水抑制、  
 自家発電装置等の整備

**【取組事例】**  
 ・津波から「逃げ切る！」支援対策プログラムを策定し、津波避難困難地域の抽出を行い、津波避難困難地域を解消するためのソフト対策とともに堤防等整備を実施中。  
 ・耐震強化岸壁に接続された臨港道路の橋梁耐震化を実施中。

#### ④ 貨物や小型船舶等の流出・漂流対策

**【対策項目】**  
 1) 貨物・小型船舶等の漂流物対策(指  
 導徹底等)や技術検討  
 2) 津波防止フェンス(津波バリア)の適  
 用性の検討  
 3) 係留に関する指導の徹底  
 4) 水域・陸域にわたる放置禁止区域の  
 設定  
 5) 小型船舶の集約やホトパークの整備

**【取組事例】**  
 ・水域占用許可申請者に対して、継続申請時に安全に船舶を管理する等の指導を実施中。

#### ⑤ 船舶に関する避難対策の充実

**【対策項目】**  
 1) 船種毎の避難ルートの選定  
 2) 船種毎の避泊地の確保  
 3) 船舶に関する避難指示基準や避難マ  
 ニュアル等の策定  
 4) 船社との協力体制の構築(BCPの把  
 握・情報共有など)

**【取組事例】**  
 ・国土交通本省が策定した旅客船事業者向け「津波避難マニュアル作成の手引き」の普及を実施し、各社の「安全管理規程」を通じて指導を実施中。  
 ・船舶運航事業者における「船舶津波避難マニュアル」の作成時の参考資料として、津波発生時の船舶の対応行動について、大阪湾版「船舶津波避難マニュアル作成手引き」を取りまとめ、船舶運航事業者に対する作成周知を実施中。

#### ⑥ 被害情報収集体制の強化

**【対策項目】**  
 1) 防災活動支援情報の整備共有  
 2) 被災地外からの支援組織への情報  
 伝達体制の確立

**【取組事例】**  
 ・各関係機関と連携した情報収集・伝達訓練を実施中。  
 ・平成25年度に災害時緊急機動支援隊<sup>※1</sup>を創設し、県職員を任命。  
 ・防災情報を迅速かつ的確に収集し、住民に正確に伝えるため、関西のライフライン事業者<sup>※2</sup>、地方公共団体、情報機関<sup>※3</sup>、有識者等により構成されている「かんさい生活情報ネットワーク」を活用し、メディアとの連携体制の充実強化中。  
 ※1: 災害時緊急機動支援隊: 知事の指示を受けて予め決められた市町村に派遣して市町村災害対策本部支援や避難所等での情報収集を行うもの。  
 ※2: ライフライン事業者: 電力、ガス、水道  
 ※3: 情報機関: NHK等の報道機関

#### ⑦ 臨海部と連絡する緊急物資輸送道路の確保

**【対策項目】**  
 1) 耐震岸壁と防災拠点間の輸送ルート  
 の確認及び危険箇所の点検

**【取組事例】**  
 ・緊急交通路上の橋梁等の施設について維持管理計画に基づいて定期点検を実施。

#### ⑧ 災害時の港湾機能確保、施設利用可否情報の発信のための対策

**【対策項目】**  
 1) 航路啓閉体制の確立  
 2) 施設点検マニュアルの作成  
 3) 港湾施設データベースの構築  
 4) 施設状況確認体制の確立  
 5) 施設利用可否情報荷関する協力体  
 制の構築

**【取組事例】**  
 ・維持管理計画書を作成。  
 ・港湾台帳及び港湾の技術基準対象の民間施設についてデータベースを整備。

#### ⑨ 防災拠点の機能拡充、整備

**【対策項目】**  
 1) 臨海部における物資等の受入機能の  
 整備・拡充  
 2) 耐震強化岸壁に接続された臨港道  
 路の橋梁の耐震化  
 3) 臨海部の基幹的広域防災拠点広域  
 防災拠点、防災拠点の整備

**【取組事例】**  
 ・耐震補強岸壁を整備。  
 ・耐震強化岸壁に接続された臨港道路の橋梁の耐震化を実施。

#### ⑩ 各行政機関の広域連携オペレーションの確立

**【対策項目】**  
 1) 防災活動支援情報の整備・共有  
 2) 被災地外からの支援体制の確立

**【取組事例】**  
 ・関係各機関と連携した広域的な防災訓練を実施中。  
 ・津波対策として「人的被害を最小化する」ため、各関係機関と連携した各種訓練を実施中。

#### ⑪ 復旧・復興対策の強化

**【対策項目】**  
 1) 港湾BCPの策定  
 2) 発災後対応計画(行動計画)の策定  
 3) 復旧・復興対策計画の策定  
 4) 瓦礫等の受け入れ先確と搬出方法の  
 調整

**【取組事例】**  
 ・旅客船による迅速な臨時航路開設の協議会を行う中で、臨時航路開設に向けたマニュアル作りを実施中。

#### ⑫ 津波防災知識の普及

**【対策項目】**  
 1) 津波防災知識の普及(小学生等年少  
 者に対する啓蒙等)  
 2) 作成されたハザードマップの周知・活用  
 3) 職場毎の防災リーダーの設置と継  
 続  
 教育的教育支援

**【取組事例】**  
 ・3D津波映像センターや津波シミュレーション等展示を通じ、津波防災知識の普及促進を実施中。  
 ・南海トラフ地震・津波に関する知識・防災意識向上のため、地域住民等を対象とした講演や、地震体験車による体験学習や家具固定の促進を中心とした減災教室などを実施中。  
 ・「防災教育指導の手引き」を活用した防災学習を小中学校で実施中。  
 ・地域防災力の向上を図るため、自主防災組織リーダーの研修を実施中(特に、津波浸水域にある自主防災組織リーダーの受講機会を確保)。  
 ・津波・高潮ステーションの利活用を図るため、関係機関とも連携したイベントを実施するとともに、民間等と連携したコンテンツの充実や広報活動を実施中。

注: 集計した割合は、各設問(①~⑫)の対策項目に対する対策状況(全回答数)の割合を示す。なお、「所掌外」の回答は母数から差し引いている。